

住居表示ニュース第32号

令和5年10月30日発行

説明会でいただいたご質問と回答を
住居表示ポータルサイトでご紹介しています



住居表示実施に伴う手続き説明会にご参加いただき、ありがとうございました。

今号では、いただいたご質問の一部についてご紹介しています。



牛込仲之小学校での手続き説明会の様子
(令和5年9月8日・9日開催)

主なご質問と回答

質問：不動産登記の住所変更の手続きをし忘れた場合、
権利がなくなることはありますか。

回答：住居表示の実施に伴う不動産登記の住所変更の手続きを
忘れたことで権利がなくなるということはありません。



質問：自分が市谷薬王寺町に住んでいて、新宿区外に持っている不動産に
ついては、新宿の法務局で手続きをすればよいのでしょうか。

回答：手続きをする法務局は不動産の所在地を管轄する法務局です。
例えば、港区六本木一丁目にある不動産を所有する場合、東京法務局
港出張所でお手続きください。

質問：マイナンバーカードの住所変更の手続きは代理人でも可能ですか。

回答：代理の方でも住所変更の手続きは可能です。
券面の住所変更手続きを同じ世帯の方がされる場合、住所変更する方
の暗証番号がわかれば、代理の方の本人確認書類と住所変更
をする方のマイナンバーカードをお持ちいただくと、代理で
手続きが可能です。



署名用電子証明書住所変更の手続きについては、区役所の
戸籍住民課住民記録係または各特別出張所までお問い合わせください。

●戸籍住民課住民記録係【03-5273-3601】 ●榎町特別出張所【03-3202-2461】

裏面につづく



問合せ先

地域振興部地域コミュニティ課住居表示係
電話 03-5273-3521(直通)
FAX 03-3209-7455
〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
(平日8:30～17:00)

説明会でいただいた主なご質問と回答

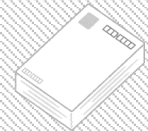
質問：運転免許証の手続きは必ず本人が行かなければならないのですか。

回答：原則、ご本人のお手続きが必要です。
ただし、通知書に記載された同じ世帯の方が代理として手続きをする場合、代理の方の運転免許証やマイナンバーカードなど身分がわかるものをお持ちになれば、手続きが可能です。



**質問：新住所のお知らせ用のはがきは、まとめて封筒に入れて出すようになっていますが、ばらばらに出してはダメですか。
はがきに有効期限はありますか。**

回答：封筒にまとめて入れていただくようお願いしていますが、封筒にまとめて入れて送った後に、追加ではがきを送る場合には、封筒に入れなくともかまいません。また、はがきには有効期限はありません。



**質問：郵送物は旧住所でも数年は届く、と説明がありましたが
明確な年数はないのですか。**

回答：手続きのガイドでご案内しているとおり、数年程度は旧住所で書かれた郵便物も配達されます。
過去の住居表示実施後では、2～3年程度は旧住所の表記でも郵便物が届いているようですが、明確な年数はありません。

ニュースで回答するとご案内した2つの質問については、以下のとおりです。

質問：年金基金の手続きは自分で行うのでしょうか。

回答：住所変更の手続きが必要です。
現在、お勤めの方は勤務先の担当へご相談ください。すでに退職されてる方は年金基金の種別により、問い合わせ先が異なります。

- 企業年金について
企業年金連合会（旧厚生年金基金連合会）「0570-02-2666」
- 各企業業種の基金（〇〇〇年金基金）について
各基金へお問い合わせください。

**質問：今年（令和5年1月1日以降）行ったふるさと納税について、
住所変更の手続きは必要ですか。**

回答：ご利用のふるさと納税のポータルサイトやアプリの住所変更の手続きが必要です。また、ふるさと納税の時期や方法により、マイナンバーカードやふるさと納税をした自治体で手続きが必要な場合があります。

- 11月6日以降にふるさと納税をする場合
手続きは不要です。
- 11月6日以前にふるさと納税をした場合
 - ①確定申告を紙で行う方
手続きは不要です。
 - ②確定申告をe-Taxで行う方
確定申告前までにマイナンバーカードの住所変更の手続きを済ませてください。
 - ③ワンストップサービスを利用する方で、特定申請書が提出済の方
手続きは不要です。
 - ④ワンストップサービスを利用する方で、特定申請書をこれから提出する方
ふるさと納税をした自治体へ特定申請書に住居表示実施後の住所を記入して提出してください。